

委員の再任について

◎委員の再任についての条例規定

＜新潟市区自治協議会条例＞※H30.4.1施行

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。(以下、略)

2 委員は再任されることができる。

3 (略)

○新潟市区自治協議会運営指針による考え方

委員の再任については、第6期（平成29年度～平成30年度）まで再任回数の上限を設けていたが、地域団体代表者等の再任が制限されているという課題等があるとした「新潟市区自治協議会のあり方検討委員会（平成29年度）」での議論を踏まえ、条例上再任回数の上限を無くすこととする。

一方で持続的な自治の推進を実現していくためには、地域の諸課題に取り組む人材の育成・確保や、多様な区民意見の反映といった点も考慮する必要があることから、委員の選任について定めた（※）「新潟市附属機関等に関する指針」に基づきつつ、区自治協議会の判断で各区の実情に応じた取扱いができるものとする。

なお、公募による委員については、区民による区政への参画機会を確保するため、再任回数の上限は1回とする。

＜※新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）＞

(委員の選任)

第5条 附属機関の委員は、当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的をふまえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）に定めがあるものについては、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えないものとする。

(6)・(7) 略

2 次のいずれかに該当する者を附属機関の委員に選任する場合は、前項第4号から第6号までの規定を適用しないことができる。

(1) 所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者

(2) 専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者

3～5 略

◎再任についての対応（案）

- ・市附属機関等に関する指針において、一定の考え方が示されている。
- ・団体選出、個人選出ともに各団体、各個人の事情も考えられる。

⇒回数制限は設けず、指針に留意して運営する。（各期において状況を踏まえて判断する）